

## 第2章 EPA/FTA の環境影響評価ガイドライン

### 2.1 EPA/FTA の環境影響評価の基本的考え方

#### 2.1.1 EPA/FTA のプロセスと環境影響評価との関係

35. 貿易自由化の環境影響評価を実施する意義は、第1に、貿易自由化に伴う環境影響を事前に把握し、その影響を予防・緩和すべき措置を事前に講じるためのツールとしての意義、第2に、関税を下げたり、非関税障壁を撤廃したりするだけの自由化にとどまらず、加盟国間における環境政策の協調や施策のより一層の充実なども促進する“環境配慮型の自由貿易市場”を形成するためのツールとしての意義、がある。

#### (1) 評価の統合について

36. 環境面、社会面や経済面に関する評価を一体として行うことが適当かという「評価の統合」の問題がある。表2.1に環境面、経済面、社会面の評価を統合する際のメリット、デメリットを取りまとめた。

表 2.1 評価の統合について

項目	メリット	デメリット
環境・経済・社会の3側面からの評価を同時に実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境・経済・社会のそれぞれの側面を総合的に評価することが可能。</li> <li>評価結果がそのまま意思決定に反映されやすいと考えられるため、意思決定プロセスが理解しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1つの指標に統合する際、適切な重み付けが課題。</li> <li>分かりにくさ、環境面からの評価結果の埋没、情報交流の阻害などが想定される。</li> </ul>
環境面からの評価結果のみを記した独立文書を作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響や必要な環境保全対策を理解しやすい。</li> <li>環境面からの評価結果が埋没せず、適切にフォーカスをあてることができる。</li> <li>公衆など環境面での問題などを理解することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境面からの評価がそのまま意思決定に反映されるわけではないため、意思決定との関係が分かりにくくなる恐れがある。</li> <li>環境面以外の重大な影響が見逃される可能性がある。</li> </ul>
環境面の評価結果とともに、経済・社会面の評価も記載するが、環境面の評価とその他の評価を識別可能な様式で取りまとめる	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への影響や必要な環境保全対策を理解しやすい。</li> <li>環境面からの評価結果が埋没せず、適切にフォーカスをあてることができる。</li> <li>公衆などが環境面での問題などを理解することができる。</li> <li>環境・経済・社会のそれぞれの側面を総合的に理解することが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書の分量が多くなる恐れがある。</li> <li>環境・経済・社会の区別を明快に記述する必要あり。</li> </ul>

37. 評価の統合が進むことに伴う課題がある。例えば、一般的に計画などが本来意図する目標や成果などは明らかになるが、環境への影響などの副次的な側面が十分に明らかにされず、環境への影響やどのような環境保全対策が講じられるのかが外部からわかりにくくなる恐れがある。特に、社会面や経済面からの評価結果と併せて重み付けにより 1 つの指標に統合される場合には、環境面からの評価の結果が埋没する可能性が高い。これらの結果として、評価そのものが透明性を欠いたものになるとともに、公衆や専門家が環境面での問題を的確に認識し、必要な情報提供を行うことが困難になる。一方で、貿易自由化の環境影響評価の場合、特に相手国が途上国であれば、自然の豊かな先住民の居住地で開発プロジェクトが進むケースなど、環境問題（途上国の自然に影響を及ぼす可能性）と社会問題（先住民の居住地を奪う可能性）とが表裏一体の関係で発生するケースも考えられる。従って、仮に相手国の環境影響も評価対象に入れるとすれば、環境面と社会面とをあわせて評価し、とりまとめていく方が有益であり、問題の構造がより正確に把握できるという利点も考えられる。

38. これらにより、貿易自由化の環境影響評価においては、環境面と社会面（あるいは経済面）とをあわせて評価し、とりまとめる方がよい場合もあり、必ずしも環境面からの評価結果を記した独立した文書を作成する必要があると言えない場合もある。貿易自由化の内容によっては、環境面と社会面（あるいは経済面）とをあわせて評価していくことが重要な場合も考えられる。

39. 諸外国の制度を見ると、米国は環境面からの評価を独立文書で作成し、EU では環境、経済、社会の各側面を評価するが統合指標化は行われない。

## (2) 手続の統合について

40. 環境影響評価の手続と、貿易自由化の意思決定の手続を一体として行うことが適当かという「手続の統合」の問題がある。環境面からの評価を科学的かつ客観的に行うために、環境面に焦点を絞った独立した手続が必要であると考えられる。環境面からの情報を適切に収集し、環境面からの評価が科学的かつ客観的に行われる必要があり、環境に関する情報を有する者としての公衆や専門家の関与と、環境の保全に責任を有する機関（部局）の関与が必要である。

41. 一方、貿易自由化の意思決定手続に環境影響評価を統合する場合には、全ての側面を同時に考慮した合意形成が可能であるというメリットがあるが、議論が発散する可能性、環境面の議論が埋没する恐れ、環境面からの公衆関与の機会が限定される恐れ、などが懸念される。

### 2.1.2 EPA/FTA の環境影響評価の手続きの基本的考え方

42. 本ガイドラインの環境影響評価の手続きは、スクリーニング、スコーピング、影響評価、予防・緩和措置の検討及び総合評価の各段階から構成されるものとする。公衆関与については、環境影響評価の諸段階において適宜手続きとして導入されるべきものである。

43. 表 2.2 に EPA/FTA の環境影響評価の手続きの項目及びその概要を解説した。各手続きの具体的な内容は、次項以降に個別に詳述した。

表 2.2 EPA/FTA の環境影響評価の手続き

手続き項目	内容
スクリーニング	<p>スクリーニングは、影響評価の適用対象とする EPA/FTA を抽出するプロセスである。具体的には、貿易の自由化を類型化し、環境に及ぼす影響の大きさを考慮しつつ、環境影響評価の必要性が高い対象への絞り込みを実施するプロセスとなる。日本と相手国（地域）の貿易や環境に関する概況についてまとめるとともに、<b>スクリーニングシートを作成</b>し、以下の二つの視点から環境影響評価の必要性が高い対象への絞り込みを実施する。</p> <p>&lt;スクリーニングシートの内容&gt;  <b>共同研究会で議論された EPA/FTA の内容</b>  <b>貿易自由化と環境影響との関係</b></p>
スコーピング	<p>スコーピングは、影響評価の手法や項目についての検討にとどまらず、検討範囲の設定及び問題の絞り込みを行うプロセスである。スクリーニングの成果を踏まえた上で、次の 3 つの視点から影響評価における評価項目およびその評価手法についての絞り込みを行う。</p> <p>&lt;経済面・環境面・社会面に関する基本状況の認識&gt;  日本及び相手国（地域）の経済、環境関連の基礎情報を収集し、これらの情報に基づいて二国間（地域間）EPA/FTA がもたらす環境影響を定性的に整理することで、環境影響評価で重点的に検討すべき内容の抽出に資するプロセスである。なお、以下の 2 つの視点からなる<b>経済面・環境面・社会面からの影響評価に資する基本状況認識シートを作成</b>し、検討範囲の設定及び問題の絞り込み、影響評価の項目および手法の絞り込みに資する項目の抽出を行う。</p> <p>&lt;基本状況認識シートの内容&gt;  <b>EPA/FTA 締結に伴う経済への影響に関する基本状況認識</b>  <b>経済影響に伴う環境・社会への影響に関する基本状況認識</b></p> <p>&lt;スコーピングの視点&gt;  基本状況認識シートの内容を踏まえ、次の 3 つの視点から、検討範囲の設定および問題の絞り込み、影響評価の項目および手法の絞り込みに資する項目の抽出を行う。</p> <p><b>地理的対象範囲</b>  通常は、EPA/FTA の参加国がそれぞれ環境影響評価を実施し、地球規模及び越境的な環境影響を考慮しながら、自国への影響を中心に評価することが適当とされる。</p> <p><b>影響評価項目の対象範囲</b>  EPA/FTA の影響評価では、通常、持続可能性の視点から環境面を主とし、環境面・経済面・社会面を合わせて評価する方が有益である。</p> <p><b>影響評価の評価方法</b>  上記の 2 つの視点で絞り込まれた範囲に対する評価方法について、様々な方法の中から妥当なものを選択する。</p>
影響評価の実施	<p>入手可能な経済・環境データなどをもとに、影響評価で採用すべき手法（定量的なモデル分析も含む）の検討を行い、採用した手法に基づいた定性的分析及び定量的分析を行い、影響評価を行う。</p>
予防・緩和措置の検討	<p>過去の貿易自由化における環境配慮なども参考にしながら、予防・緩和策の考え方について内容を検討する。</p>
公衆からの意見募集	<p>環境影響評価においては、公衆から広く意見を募集しつつ、影響評価の実施を行う必要がある。公衆からの意見募集は、早期段階からの合意形成、考慮すべき各側面からの課題の発見、様々な見解を取り入れた社会受容性のある影響評価を行うことが意義として挙げられ、環境影響評価の各段階での実施が考えられる。</p>

44. 表 2.3 に諸外国(米国、カナダ、EU)と本ガイドラインの比較を行った。基本的な手続きは、概ねスクリーニング、スコーピング、影響評価、予防緩和措置、総合評価の構成要素からなることは共通している。この際、各プロセスにおいて、チェックリスト形式を採用している場合と、個別に具体的検討を行っている制度がある。本ガイドラインでは、スクリーニング段階及びスコーピング段階において、詳細なシートを作成し、これにより情報の整理を行う点に特徴がある。また、影響評価段階では、先ず経済評価を既存の計量経済モデルを用い、推計した後、(簡易な)因果関係分析などにより環境影響や社会影響を評価している制度が見られる(EU、米)。本ガイドラインでは、簡易な因果関係分析などとともに、可能な範囲で環境面への影響についても定量的分析モデルを活用し、推計を行う点に特徴がある。

表 2.3 諸外国と本ガイドラインの比較

	米国	カナダ	EU	本ガイドライン
制度名	大統領令 13141	貿易交渉の環境影響評価を実施するための枠組み	持続可能性影響評価	
概要	主要な貿易協定の潜在的な環境影響を評価し、文書化するもの。	貿易協定の環境影響に関する情報を交渉担当者に加え、交渉プロセスへ環境配慮を統合。貿易交渉の途中で環境配慮文書を作成し、公衆へ周知。	環境、社会、経済の側面を対象とする影響評価手法。	日本が締結する貿易協定に対する環境影響評価の手法に関するガイドライン。
対象	包括的な多国間貿易ラウンド、二国間、多国間貿易協定、天然資源分野の新規貿易自由協定など。	全ての新しい貿易協定が対象	EU が締結する地域間貿易協定を対象とする。	日本が締結する貿易自由協定。
手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境関連法規への影響の分析</li> <li>経済影響に伴う環境影響の分析</li> <li>緩和措置の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済影響の明確化</li> <li>経済への影響に伴う環境への影響の明確化</li> <li>政策オプション検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数シナリオと潜在影響の検討</li> <li>スコーピング・スクリーニング</li> <li>影響評価</li> <li>緩和措置の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーニング</li> <li>スコーピング</li> <li>影響評価</li> <li>予防緩和措置</li> <li>総合評価</li> </ul>
制度の特徴	一部定量的評価を交えているが定性的な環境影響評価に重きを置き、既に複数の適用事例がある制度。公衆参加などによる意見や情報収集を重視している。	手続きの各段階において簡便なチェックリストを活用し、公衆参加を充実させた制度。	環境のみならず経済、社会を含めた持続可能性を評価する手法であり、手法開発段階から、透明性を重視した作成プロセスを導入。左記2制度に比べて、詳細な影響評価を行っている。	環境面の定量的な影響評価の把握に努めるとともに、経済、環境、社会の各側面を総合評価する手法。スクリーニング段階、スコーピング段階で独自のチェックシートを作成し、影響評価実施時の視点を明示。
公衆関与	公衆参加は重要な要素。以下の段階での参加が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>環境レビュー実施の告知</li> <li>環境レビュー開始や対象範囲絞り込み段階</li> <li>評価書草案の縦覧及び意見募集</li> <li>最終評価書の縦覧</li> </ul>	各段階において意見募集機会がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価実施の公表時</li> <li>初期評価書段階</li> <li>ドラフト評価書段階</li> <li>最終評価書段階</li> </ul>		公衆からの意見募集は、重要であり、環境影響評価の各段階での実施が考えられる。

### 2.1.3 環境影響評価の実施主体

45. 米国においては、環境影響評価を義務付ける大統領令を所管する機関は、通商・外交政策を担当する USTR 及び環境質委員会 (CEQ) の議長であるが、環境影響評価は、USTR が通商政策スタッフ委員会<sup>7</sup>を通じて行う。カナダは外務・通商省が所管し、環境省・環境影響評価庁を含む各省庁の代表者で構成される環境影響評価委員会が環境影響評価の分析を実施する。EU においては、貿易に係る行政機関である DGTrade が所管し、英国マンチェスター大学により開発された持続可能性影響評価の手法に基づき、コンサルタントへの委託によって影響評価が実施される。このように実施主体は貿易・通商を所管する機関が中心となっているが、米国、カナダにおいては、関係省庁が関与できるよう省庁横断的な組織が設置されている。

46. 環境影響評価の実施主体は、制度の根幹を成す部分であるとともに、環境関連部局と貿易関連部局の協力が不可欠である。

### 2.1.4 意思決定への反映

47. 貿易自由化の意思決定は、経済面、社会面など様々な側面を考慮して進められるものであり、貿易自由化の環境影響評価はこの意思決定の流れに対し、環境という観点から一つの判断材料を意思決定者に提供するものである。

48. EU、米国、カナダにおいては、環境影響評価の結果を貿易自由化にどのように反映するかは意思決定者（交渉担当者）の判断に委ねられることとなる。EU - チリ FTA の持続可能性評価は、FTA の交渉が終わってから評価書が完成し、FTA 交渉そのものには反映できなかったが、これから行う持続可能性評価については交渉に反映されるよう早期に着手されている。

49. 意思決定者（交渉担当者）には、環境影響評価の結果の反映状況に関する説明責任があると考えられ、EPA/FTA の締結に先立ち環境影響評価の結果の反映に関する説明を文書として取りまとめるなど、公表することにより、手続の透明性を確保することが望ましいと考えられる。

---

<sup>7</sup> TPSC(Trade Policy Staff Committee:)、省庁横断的な委員会

## 2.2 スクリーニングの実施

50. 環境影響評価の対象となる貿易自由化は様々なレベルのものがある。例えば、分野横断的または特定分野、及び多国間または二国間・地域間の分類で貿易自由化を累計化すると表 2.4 のように整理できる。すなわち、分野横断的な多国間（世界規模）貿易自由化交渉（WTO 交渉など）、分野横断的な二国間・多国間（地域規模）の貿易自由化交渉、天然資源分野に関する二国間・多国間（地域規模）の貿易自由化交渉、である。

表 2.4 貿易自由化の類型化

	多国間（世界規模）	二国間・地域間（地域規模）
分野横断的な交渉	・ WTO交渉など	・ 貿易自由化交渉（対シンガポールなど）
特定分野の交渉	-	・ 特定分野の貿易自由化交渉（農業、林業、漁業、鉄鋼、半導体etc.）

注：環境に及ぼす影響の大きさという点を考慮すると、分野横断的な交渉は、多国間（世界規模）であれ、二国間・多国間（地域規模）であれ、環境影響評価の必要性が高いと考えられる。また、特定分野の交渉については、アメリカと同様、環境に及ぼす影響が大きいと考えられる天然資源分野の貿易自由化交渉について環境影響評価の必要性が高いと考えられる。

51. EPA/FTA の環境影響評価の枠組みの検討にあたり、対象とする EPA/FTA などの貿易自由化を整理しておく必要がある。諸外国の取り組みは表 2.5 のような状況である。環境に影響を及ぼすおそれのある貿易協定はすべて対象になっているといえる。

表 2.5 環境影響評価の対象となる貿易自由化

国名	内容
米国	包括的な多国間貿易ラウンド 二国間・多国間の貿易自由協定 天然資源分野における主要な新規貿易自由化協定 上記に該当しないが下の観点から必要な場合は対象 ・ 貿易協定が環境に敏感な媒体及び資源に影響を及ぼす程度、製品またはサービスの貿易の流れに影響を及ぼし、環境への悪影響または好影響が生じる程度 ・ 米国の環境に関する法規、政策、国際公約に影響を及ぼす程度、合理的に予見可能な環境影響の規模と範囲 ・ 貿易フローの変化の程度
カタ	すべての新しい貿易協定を対象とする。
EU	現在交渉中の貿易協定を対象とする。

出所：各種資料より作成

52. 環境影響評価の実施の有無を個別に判断するスクリーニング手続では、ある一定の基準に基づき、スクリーニングの判断を行うとともに、その判断の結果を公表するだけでなく、その判断に至る前に、必要に応じ公衆の意見提出機会を設ける必要がある。そこで、表 2.6 及び表 2.7 のようなスクリーニングシートを作成し、各確認事項を一つずつ確認することにより、個別の EPA/FTA の環境影響評価の必要性の有無を検討することが有益と考えられる。この手続により、EPA/FTA の内容に関する理解が進むとともに、潜在的に懸念される環境面への影響の顕在化の可能性などを事前に把握することが可能となる。

表 2.6スクリーニングシートの例： 共同研究会で議論された EPA/FTA の内容

確認の視点	確認事項	結果
1) 貿易自由化の目的	➤ 貿易自由化の種類は何か。	
	➤ 貿易自由化により目指すものは何か。	
2) 自由化の手法	➤ 貿易自由化の手法として考えている国内貿易措置（関税、非関税、貿易関連補助金）、協定の種類として考えているもの（特恵的協定、貿易自由化協定）は何か。	
	➤ 貿易自由化の具体的な手法は何か。	
	➤ 貿易自由化は、補助金を強化／廃止する規定を盛り込む予定か。	
	➤ 貿易自由化は、関税を減少／除外させる予定か。	
	➤ 貿易自由化では、製品の国内基準に伴う輸入規制の適用を協定文に位置付ける予定か。	
3) 対象製品・セクター	➤ 貿易自由化は、特にどの製品やセクターをターゲットにしたものか。	
4) 環境関連の取り扱い	➤ 貿易自由化では、持続可能な発展のような目標を協定文に位置付ける予定か。	
	➤ 貿易自由化では、予防的アプローチや汚染者負担原則のような環境原則の考慮を協定文に位置付ける予定か。	
	➤ 貿易自由化では、環境保護のための特別な例外事項を協定文に位置付ける予定か。また、例外となり得るかどうかの判断基準は何か。	
5) 環境政策措置	➤ 貿易自由化では、環境規制や基準の執行に関する規定を協定文に位置付ける予定か。	
	➤ 貿易自由化では、貿易に影響を及ぼす環境措置の通知に関する規定を協定文に位置付ける予定か。通知の要求の範囲とタイミングは何か。	
	➤ 貿易自由化では、環境基準の調和に関する規定を協定文に位置付ける予定か。	
	➤ 貿易自由化では、環境目的を達成するための政府から民間への補助金に関する規定を協定文に位置付ける予定か。	
	➤ 貿易自由化では、環境税や課徴金の国境税調整に関する規定を協定文に位置付ける予定か。国内の製品、製造工程などへの課税の調整に関する規定を協定文に位置付ける予定か。	
	➤ 貿易自由化では、政府・産業間の自主協定やエコラベリングのような自主的取組をどのように取り扱うかを協定文に位置付ける予定か。	
	➤ 貿易自由化では、環境協力に関する規定を協定文に位置付ける予定か。	
6) 環境関連の他の政策措置との関連	➤ 貿易自由化では、環境政策に関連する知的財産権や TRIPs に関する規定を協定文に位置付ける予定か。	
	➤ 貿易自由化では、環境に係るサービス貿易（環境サービス又は環境影響を伴うサービス貿易）に関連する規定を協定文に位置付ける予定か。	
	➤ 貿易自由化では、紛争調停の規定を協定文に位置付ける予定か。環境関連の貿易紛争を考慮した特別な規定を協定文に位置付ける予定はあるか。	
7) 他の環境協定の取り扱い	➤ 貿易自由化では、他の環境協定の貿易措置に関する規定を協定文に位置付ける予定か。環境協定はどのように定義するのか。	
	➤ 貿易自由化では、国に準ずる機関の環境法や環境条令をどのように取り扱うかを協定文に位置付ける予定か。	

表 2.7スクリーニングシートの例： 貿易自由化と環境影響との関係

確認の視点	確認事項	結果
1) 環境政策に関する各加盟国の裁量を認めているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 環境保護のために、各加盟国が自身の裁量で必要な措置を採用することについて、確認しているかどうか（確認される見通しかどうか）。</li> </ul>	
2) 環境保護に関する国際的義務に相違があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 多国間環境協定の加盟状況に相違があるか。</li> <li>➢ とともに加盟している多国間環境協定においてその義務の程度に相違はあるかどうか。</li> </ul>	
3) 貿易自由化に伴う環境影響について		
資源採取や商品の生産に伴う環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各加盟国において、農産品、水産品、林産品の生産工程における著しい環境負荷があるか（エビ養殖に伴うマングローブへの影響、混獲漁法、持続的管理がされていない森林からの林産品生産など）。</li> <li>➢ 各加盟国において、製造業などでの生産工程における著しい環境負荷があるか（排水基準が著しく緩いなど）。</li> </ul>	
商品の使用に伴う環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生息圏が異なる動植物が、ペットなどとして輸出入の対象となる可能性があるか。</li> <li>➢ 商品や旅行者の往来の増加に伴い、移入種が異なる生息圏に入ってくる可能性があるか。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 農薬の使用などに係る基準に大きな違いがあるか。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 有害物質の使用などに係る基準に大きな違いがあるか。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ エネルギー効率、排ガス基準などの製品に係る基準に大きな違いがあるか。</li> </ul>	
商品の廃棄に伴う環境負荷	(液体廃棄物) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 排水処理基準や技術に大きな違いがあるか。</li> </ul>	
	(固体廃棄物など) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 有害物質などの処理体制に大きな違いがあるか。</li> <li>➢ フロンの処理体制に大きな違いがあるか。</li> </ul>	
	(リサイクル) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ リサイクルの制度などに大きな違いがあるか。</li> </ul>	
4) 投資の自由化に伴う環境影響について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 工場等の操業に係る環境規制に大きな違いがあるか。</li> <li>➢ 環境影響評価制度に大きな違いがあるか。</li> <li>➢ 投資家保護の規定と環境政策に関する懸念はあるか</li> </ul>	



## 2.3 スコーピングの実施

### 2.3.1 スコーピングの目的

53. 貿易自由化と環境との関係は必ずしも明確ではなく、貿易自由化の様々な側面が相互に影響を及ぼしつつ、国内、相手国、あるいはそれ以外の第三国における環境影響につながるため、影響を受ける可能性のある地域も広く、影響を受ける可能性のある環境項目も多岐にわたる。しかしながら、あらゆる環境影響を限られた期間内で検討することは困難であるため、スコーピングが特に重要なプロセスとなる。スコーピングとは、貿易自由化の環境影響評価における検討範囲の設定及び絞込みを行うことを目的に、環境影響評価の初期段階で実施するプロセスである。

54. 諸外国として、EU、米国が実施する各制度及び事例でのスコーピングの手法及び考え方の概要を示した。表 2.8 に EU と米国の制度におけるスコーピングの手法、指標、対象絞込みのクライテリアを示した。

表 2.8 EU と米国のスコーピング手法の概要

	EU の SIA	米国の大統領令 13141
手法の概要	SIA は 4 つのステージから構成。ステージ 2 においてスコーピングを実施。 持続可能性評価指標（経済、社会、環境面）を提示し、重要性クライテリアを基準に、各分野や活動の影響の大きさを評価し、ステージ 3 以降の詳細な検討が必要な対象を抽出。	対象範囲の特定は、課題の特定、調査対象としての課題の選定と優先順位の 2 段階から構成。 対象範囲の決定は、以下の 3 つのクライテリアに基づき行われる。
考慮すべき範囲(指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済（純収入、純固定資本形成、雇用）</li> <li>● 社会（貧困、健康及び教育、衡平性）</li> <li>● 環境（環境質）</li> <li>● プロセス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法規・協定の影響</li> <li>● 経済の影響</li> <li>● 環境影響</li> <li>● 環境媒体及び資源への影響</li> </ul>
対象範囲絞込みのクライテリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 影響を受ける地域での経済、社会、環境へのストレス</li> <li>● ベースラインの状況の変化の方向</li> <li>● ミティゲーションとエンハンシング措置の実施のための規制及び制度的能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境影響の重大性</li> <li>● 政府機関、市民、諮問委員会などでの指摘事項</li> <li>● 他作業との重複の回避</li> </ul>

出所：各種資料より作成

(1)基本状況認識シートの作成

55.本ガイドラインでは、このスコーピング段階で、先ず経済面・環境面・社会面からの影響評価に資する基本状況認識シートを作成し、影響評価の手法や項目、検討範囲の設定及び問題の絞り込みに資する項目の抽出を行うものとする。その後、スコーピングの際に考慮すべき事項として、地理的対象範囲、考慮すべき環境影響項目の範囲の絞り込み、社会面及び経済面の項目の範囲の絞り込み、影響評価手法の選定などを行う。基本状況認識シートは、EPA/FTA 締結に伴う経済への影響に関する基本状況認識、及び 経済影響に伴う環境・社会への影響に関する基本状況認識の 2 種類がある。次表に基本状況認識シートのサンプルを示した。

表 2.9 EPA/FTA 締結に伴う経済への影響に関する基本状況認識シート

確認の視点	確認事項	基本状況の認識
1) 製品への影響	➢ EPA/FTA の締結は、直接的に特定製品の輸出入に影響を及ぼす可能性があるか。	
	➢ EPA/FTA の締結は、特定の製品やセクターの生産、消費、投資を増加 / 減少させる可能性があるか。	
2) 生産技術への影響	➢ EPA/FTA の締結は、特定の製品の生産プロセスや生産方法に影響をもたらす可能性があるか。	
3) スケールへの影響	➢ EPA/FTA の締結は、マクロレベルにおいて経済成長を増加させる可能性があるか。国内の特定地方の経済への影響はあるか。	
	➢ EPA/FTA の締結は、どのセクターの経済活性化に寄与する可能性があるか。	
4) 構造への影響	➢ EPA/FTA の締結は、特定の製品やセクターの原料コスト、エネルギーコスト、労働コスト、資本コストを増加 / 減少させる可能性があるか。	
	➢ EPA/FTA の締結は、特定の製品やセクターの生産、消費、投資パターンにどのような影響を及ぼすか。	
	➢ EPA/FTA の締結は、国内の特定地方の生産、消費、投資パターンにどのような影響を及ぼすか。	
	➢ EPA/FTA の締結は、貿易パターンの歪みを増加 / 緩和するか。また貿易の流れにどのような影響を及ぼすか。	

表 2.10 経済影響に伴う環境・社会への影響に関する基本状況認識シート：その1 <環境>

確認の視点	確認事項	基本的状況の認識
1) 製品への影響	➢ EPA/FTA の締結は、天然資源の輸出を増加 / 減少させるか。	
	➢ EPA/FTA の締結により、環境に有害な財の移動等、環境に対して高いリスクが及ぶか。	
	➢ EPA/FTA の締結は、環境財及びサービスの利用可能性を増加 / 減少させるか。	
	➢ EPA/FTA の締結により、特定の製品やセクターの生産、消費、投資が増加 / 減少する場合、どのような環境影響が及ぶ可能性があるか。	
2) 環境技術への影響	➢ EPA/FTA の締結は、環境技術の移転を促進するか。	
3) スケールへの影響	➢ EPA/FTA の締結によりマクロレベルの経済成長がある場合、環境保護に対してどのような資金面のメリットがあるか。	
	➢ EPA/FTA の締結により経済活性化されるセクターがある場合、環境との関係は何か。	
	➢ EPA/FTA の締結は、全体的な汚染レベルを増加 / 減少させるか。	
	➢ EPA/FTA の締結は、全体的な資源利用レベルを増加 / 減少させるか。	
4) 構造への影響	➢ EPA/FTA の締結により特定の製品やセクターの生産、消費、投資パターンが変化する場合、どのような環境影響が及ぶ可能性があるか。	
	➢ EPA/FTA の締結により国内の特定地方の生産、消費、投資パターンが変化する場合、どのような環境影響が及ぶ可能性があるか。	
5) 規制への影響	➢ EPA/FTA の締結は、環境基本計画との整合性の面で問題が生じるか。	
	➢ EPA/FTA の締結により、事業アセスを実施すべきものの数、場所、タイプ、特徴に影響が及ぶか。	
	➢ EPA/FTA の締結と、モントリオール議定書、生物多様性条約、京都議定書等の多国間環境協定との整合性は保たれているか。	
	➢ EPA/FTA の締結により、温室効果ガス削減、絶滅危惧種の保護等の環境に関する目標の達成に影響が及ぶか。	
	➢ EPA/FTA の締結は、環境規制、環境法の運用に対して著しい影響を与える可能性があるか。	
6) 影響の程度	➢ EPA/FTA の締結により、不可逆的な環境影響が見込まれるか。	
	➢ EPA/FTA の締結に伴う環境影響について、その頻度及び期間、地理的な影響範囲はどのくらいか。	
	➢ EPA/FTA の締結に伴う環境影響について、複合的影響を考慮する必要があるか。	

表 2.11 経済影響に伴う環境・社会への影響に関する基本状況認識シート：その2 <社会>

確認の視点	確認事項	基本的状況の認識
1) 経済影響に伴う社会への影響	➢ EPA/FTA の締結により、国内外の雇用や低所得者層へどのような影響が想定されるか。	
	➢ EPA/FTA の締結は、国内外のジェンダーに関する問題や平等性にどのような影響を及ぼすか。	
	➢ EPA/FTA の締結は、締約国の権限に著しい影響を及ぼすか。	
	➢ EPA/FTA の締結により、労働環境へ著しく影響を及ぼすことがあるか。	

## (2)地理的対象範囲の選定

56. 貿易自由化の影響は国内及び相手国のほか、その他の第三国にも影響を及ぼす可能性がある。米国やカナダでは自国への影響を中心に捉えているが、EU では、EU と相手国への影響を評価し、他の地域への影響も考慮することとしている<sup>8</sup>。

57. 影響を考慮すべき段階としては、日本及び相手国双方への影響、周辺国への影響、その他の特に途上国への影響、その他の世界全体への影響、など様々な段階が想定可能である。理想的には、協定の参加国それぞれが、第三国への影響も考慮しながら自国への環境影響を中心に評価することが望ましい。ただし、先進国と途上国との間の貿易自由協定において、当該途上国において評価を行うための人材や情報が不足している場合は、当該先進国が相手国の協力のもと、相手国への影響も含めて評価していくことが現実的である。

- 日本及び相手国双方の影響
- 周辺国への影響
- 途上国への影響
- その他世界全体への影響

<sup>8</sup> 2002年に公表されたEU・チリFTAの持続可能性評価はEU地域の研究機関がチリの研究者も交えた形で実施し、評価の中心は主にチリ側への影響評価となっている。

(3)環境・社会・経済面の考慮すべき対象範囲

58. 評価項目に関して、経済、社会、環境への評価がバランスよく統合的な形で行われるのが望ましいが、社会的影響評価は技術的に難しいものであるため、当面は、既に開発された定量的分析手法や定性的分析の活用により分析可能な経済、環境面への影響評価に焦点をあてるのが適当である。特に相手国が途上国である貿易自由化の場合は、地域住民の居住地で開発が進むケースなど、環境問題と社会問題とが一体的に発生するケースが多いと考えられ、環境と社会面とをあわせて評価する必要があると考えられる。米国では、貿易自由化に伴う経済影響評価を行い、その結果に基づき環境影響評価が行われており、影響評価書における評価対象は「環境」に特化している。EU においては、環境、経済、社会面への影響が評価されている。

59. 表 2.12 に、経済影響、環境影響、社会影響の評価対象項目として考えられる内容をリストした。

表 2.12 経済・環境・社会影響の評価対象項目

項目	内容
経済影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内経済などへ及ぼす影響               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日本及び相手国のマクロの GDP 及び産業別の付加価値の変化（定量評価）</li> <li>➢ 経済・産業構造上の変化（定性評価）</li> <li>➢ 生産プロセスの変化などの技術上の影響（定性評価）</li> <li>➢ 雇用への影響（定性評価）</li> <li>➢ 環境に関連する技術の利用の増減（定性評価）</li> </ul> </li> <li>● 貿易フローに及ぼす影響               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主要品目別の貿易の変化（定量評価）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>- 製品及びサービスの種類や分配の様子に及ぼす影響</li> <li>- 輸送の数量、形態、及び方式に及ぼす影響</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
環境影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済的な影響から生じるベースラインの変化がもたらす環境影響               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大気質（SOx、NOx その他）への影響</li> <li>➢ 温暖化問題への影響</li> <li>➢ オゾン層保護問題への影響</li> <li>➢ 廃棄物・リサイクル問題への影響</li> <li>➢ 淡水、河川、海洋の水質、水量への影響</li> <li>➢ 自然保護地域又は環境敏感な地域への影響</li> <li>➢ 絶滅種危惧種への影響、移入種の拡大の可能性</li> <li>➢ 生態系への影響</li> <li>➢ 人の健康に関連した環境として、有害物質に関する環境問題の拡大可能性</li> <li>➢ その他、日本及び相手国の特に重要と考えられる環境問題への影響</li> </ul> </li> </ul>
社会影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貧困への影響</li> <li>● 健康及び教育への影響</li> <li>● 衡平性への影響</li> </ul>

## BOX 2-1 大統領令 131411 ガイドラインの検討すべき環境影響の種類（米国）

大統領令 13141 のガイドライン付録 C において、貿易協定案から生じる、合理的に予見可能な環境影響の範囲を特定するための例を示している。ER（環境レビュー）の対象範囲はケース毎に決定し、全ての合理的に予見可能な環境影響について、ER の対象範囲の決定中に検討する。

### I. 法規・協定の影響

- A. 米国の環境関連法規、法令、及び多国間環境協定に対する貿易協定案の影響、ならびに州・地方政府の環境規制当局の能力に及ぼす影響。
- B. 環境政策協定書及び他の環境関連公約に及ぼす貿易協定案の影響。

### II. 経済の影響（基本的なシナリオとの比較）

- A. 貿易協定案の影響を受ける可能性のある製品、プロセス又はセクター。環境関連製品及び技術の普及の増減も含む。
- B. 製品及びサービスの種類または特徴や分配の変化。
- C. 輸送の数量、形態、及び方式の変化（例：侵入種の拡散の可能性、輸送機器及びインフラストラクチャーの及ぼす影響）。
- D. 構造上の変化（例：天然資源利用効率の増減）。
- E. 生産プロセスの変化などの技術上の影響。環境に関連する技術の利用の増減など。

### III. 環境影響（特定された経済影響に関連するもの）

- A. 環境影響測定に用いる変数の、ベースラインとの比較。レベル、強度、地理的配置、及び時間的な範囲の変化。
- B. 貿易に関連する影響の、関連媒体または資源に及ぼす他影響との相互作用。
- C. 経済的な影響から生じるベースラインの変化がもたらす環境影響。

### IV. 環境媒体及び資源への影響

- A. 大気品質と大気（天候、オゾンなど）
- B. 淡水水質および資源（地表・地下とも）、土壌保持力および品質
- C. 保護された又は環境的に敏感な陸上・海洋エリア（例：国立公園、国立野生動物保護区、湿地帯、海洋保護区）
- D. 絶滅種及び法律で重大と特定された他種（例：特定の海洋哺乳類、渡り鳥）
- E. 海洋・水生・陸上の生物多様性 - 種、遺伝的多様性、及び生態系を含む。ならびに生物多様性を破壊する侵入種の可能性。生態系の生産性および統合性、生物資源、及び生態系の貢献。
- F. 人の健康に関連した環境品質。有害物質への環境的暴露の変化など（例：食品中の農薬残留物への暴露の増減）。
- G. 地球規模 / 国境を越える影響には以下への影響も含まれる。
  - 1. 国による管轄外の又は多国間で共有する管轄下の場所。南極大陸、大気圏（オゾンや気候変動の特徴など）、大気圏外、公海など。
  - 2. 移動性の種。周遊性および移動性の高い魚群および移動性哺乳類など。
  - 3. 国際共同体により、地球的規模があり地球的对応が妥当であると特定された環境問題に関する影響。
  - 4. 米国の国境が関わる、国境を越えた影響。
  - 5. 環境資源およびその他の点で米国にとって関心のある問題。

#### (4) クライテリア

60. 対象とすべき環境・経済・社会項目を明らかにするために、スコアリングにあたっては、絞込みを行うための一定の基準が必要となる。EU においては、環境、経済、社会面での持続可能性評価指標を提示し、重要性のクライテリア<sup>9</sup>を基準に各分野や活動の影響の大きさを評価し、詳細な検討が必要な事項を抽出している（表 2.13）。

表 2.13 EU の持続可能性指標

分野	主要指標	サブ指標
経済	・ 純収入	・ 貯蓄、消費支出
	・ 純固定資本形成	・ 経済、その他の固定資本形成
	・ 雇用	・ 自営、不法雇用
社会	・ 貧困	・ 収入及びその他の貧困の社会的側面
	・ 健康及び教育	・ 寿命、死亡率、栄養レベル、識字率、初等、中等、高等教育就学率
	・ 衡平性	・ 所得分配、ジェンダー、その他の年齢層に関わる不利な状況、原住民、少数民族
環境	・ 環境質	・ 大気、水、土地の質に関する指標
	・ 生物多様性	・ エコシステム、絶滅危惧種
	・ その他自然資源ストック	・ エネルギー資源、その他非再生可能及び再生可能資源
プロセス	・ 持続可能な開発の原則との整合性	・ 汚染者負担、使用者負担、予防原則
	・ 持続可能な開発戦略の実施のための能力開発	・ 持続可能な開発を意思決定に統合すること、持続可能な開発の実現のための高いレベルでの所有権とコミットメント

出典：Kirkpatrick, C. and Norman Lee, N. et al (2002) Further Development of the Methodology for A Sustainability Impact Assessment of Proposed WTO Negotiations, Final Report to the European Commission.

61. また、重要性のクライテリアとスコアリングは下記の考え方に基づくものとされている。

<p><b>重要性クライテリア</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 影響を受ける地域での経済、社会、環境へのストレスの範囲</li> <li>・ ベースラインの状況の変化の方向</li> <li>・ ミティゲーションとエハンシング措置の実施のための規制及び制度的能力</li> </ul> <p><b>スコア</b></p> <p>0 = 基本状況と比較して重要な影響は無い</p> <p>1 = 比較的小さい影響があり</p> <p>2 = 重大な影響があり</p> <p>+ = 正の影響</p> <p>± = 正負両面の影響が起こりえる</p> <p>-/+ = 短期的には負の影響が起こりえるが長期的には正の影響が起こりえる。短期、長期の期間の長さについて定義する必要がある。</p>
---

<sup>9</sup> 影響を受ける地域での経済、社会、環境へのストレス、ベースラインの状況の変化の方向、緩和措置と向上措置の実施のための規制及び制度的能力

62. 一方、米国のスコーピングは、課題の特定、調査対象としての課題の選定の2段階から構成され、対象範囲は、環境影響の重大性、政府機関、市民、諮問委員会などでの指摘事項、他作業との重複の回避、分析ツールの有無の観点から決定される。

63. ガイドラインの手続きにおいては、スコーピングの初期段階に作成する基本状況認識シートに基づき、経済や生産構造の変化により環境への影響が大きい分野・セクターを中心に、持続可能性の視点からの影響の重大性と優先度を考慮した上で、分析ツールや必要な情報の有無を確認し、絞込みを行うことが望ましいと考えられる。

## 2.4 影響評価の実施

### 2.4.1 評価のベース（複数シナリオの設定など）

64. 評価のベースに関して、貿易自由化の要素のうち、関税の削減/撤廃については、複数ケースを想定して評価を行い、非関税障壁の削減/撤廃については、環境（環境規制）に及ぼす影響を個別具体的に検討する必要がある。また、環境影響評価の結果を環境政策の強化に活用するという観点からは、特定の環境政策を講じた場合の影響評価を複数案検討の中に考慮することも有効である。

65. 諸外国の例を見ると、EU は貿易自由化のシナリオを複数設定しての評価を行っているが、米国、カナダでは条文を付与の条件として捉え、貿易自由化がない場合をベースラインとして、環境影響を評価している。

### 2.4.2 評価の技術手法

66. 評価の技術手法に関しては、どのような項目に対してどのような影響評価手法を適用するかを決める段階である。経済面の評価、環境面の評価、社会面の評価のそれぞれの項目について、適切な評価手法（定量的及び定性的評価手法）を採用することとなる。

67. 米国の環境影響評価では、既存のデータを活用した定性的評価が中心となっている。その内容は、まず第1段階として、EPA/FTAにおける関税の削減/撤廃に伴う、財・サービス毎の貿易量の変化と、業種別の生産活動の変化を特定する。第2に、貿易量が増加する財・サービス、及び生産活動が活発化するセクターについて、環境影響との関連性から、想定される環境リスクを明確化する。第3に、環境リスクを軽減させうる環境政策の存在を確認するという手順である。第1段階の経済評価では、既存の計量経済モデルを活用し、EPA/FTAの締結に伴う貿易やマクロ経済への影響を分析している。その結果を用い、定性的評価手法により、環境面及び社会面での影響評価を行うプロセスを採用している。EUのSIAの適用事例であるEU-チリSIAにおいては、計量経済モデルであるGTAPを影響評価の初期段階で活用し、初期的グローバルアセスメントを実施した後、個別の部門への影響を評価する手法を採用している。



68. 上記の考え方は、貿易自由化の環境影響評価の手順としては、標準的なものと考えられる。なお、定性的評価及び定量的評価の採用に関しては、いくつかのオプションが想定可能である（次表）。

表 2.14 評価の技術手法について

段階	内容
第1段階 (経済影響評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定性的評価</li> <li>・ 定量的評価（経済モデルの活用）</li> </ul>
第2段階 (環境影響評価)	<p>第1段階の結果を活用した定性的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財・サービスと各環境要素、セクター（業種）と各環境要素との関係について、既存のデータなどを活用したデータベースなどを構築しておくことにより、財・サービスの貿易量や各セクター（業種）の活動量に及ぶ影響をもとに、それに伴う環境影響の定性的評価をシステムチックに行うことが可能。具体的には、財/サービスの種類ごと又はセクター（業種）ごとに、単位貿易量/活動量当たりの環境負荷などのデータをデータベースとして整備し、活用など。</li> </ul> <p>モデルを活用した定量的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国では、経済モデルによる結果をインプットとし、環境影響をアウトプットとする、第2段階のためのモデル開発が行われている。今後の開発では、環境・資源や社会的な制約条件などを取り込んだものとしたり、取り扱い可能な環境項目を充実させる必要がある。</li> </ul>
第3段階 (規制面への影響評価)	環境行政の担当者などによる確認・評価

69. 第1段階、第2段階に共通の事項として、定量的評価を選択するか、定性的評価を選択するかという論点がある。現段階では、貿易自由化に伴う環境影響の大きさを正確に評価する手法は確立されておらず、また、貿易自由化と環境問題との因果関係は明確にはなっていない分野であることから、まずは貿易自由化に伴う環境影響の可能性の有無（環境リスク）を特定するだけでも十分にその意義があるものと考えられる。この観点から、特に第2段階については、定量的評価だけでなく、定性的評価も有用である場合が多いと考えられる。

70. 貿易自由化の環境影響評価にあたっては、定量的評価によってマクロ的な環境影響について数量的に環境影響を明らかにし、一方、定量的には評価ができないミクロ的な環境影響や生物多様性などの数値的には表現・評価しにくい環境影響については定性的な評価を行い、これらの両者をもって総合的な環境影響を明らかにしていくことが妥当であると考えられる。この分析例としては第3章のケーススタディーを参照のこと。

### 2.4.3 定量的分析手法

71. EPA/FTA の締結に伴うマクロ経済や貿易への影響に関する定量的評価手法はいくつかのモデルが既に開発されている。EU - チリ SIA では GTAP が活用されている。一方、環境面に関して定量的に影響評価を行う計量分析モデルはある程度限定される。表 2.15 に、特に環境面での影響評価に適用可能性があると考えられる定量的分析モデルの例を示した。

72. ケーススタディーにおいては、これらのうち AIM/CGE 及び EDEN data base を活用した産業連関分析を用い、二酸化炭素と SO<sub>2</sub> の環境影響評価について定量的分析手法を用いた評価を行っている。今後は、二酸化炭素や SO<sub>2</sub> のみならず、水などのその他の環境要素に拡大して定量的な評価を適用することも課題と考えられる。

表 2.15(1) 定量的分析モデルの例

モデル名称	タイプ	主実施者	環境影響の把握例	概要
GTAP	応用一般均衡	パデュー大学		GTAP モデルとは、アメリカのパデュー大学の Thomas W. Hertel 教授を中心として、国際貿易が世界各国に与える影響を評価する目的で 1992 年に設立された国際貿易分析プロジェクトによって開発された応用一般均衡モデルである。GTAP モデルは、データベース及びモデルが一体となったものであり、データベースは 66 の国・地域、57 の産業部門からなる国際産業連関表が基礎となっている。GTAP モデルは、データベースとモデルが公開されており、世界的な規模で GTAP コンソーシアムが形成されている。
SGM	応用一般均衡	米国国立太平洋北西研究所	温暖化ガス排出量	SGM は、米国国立太平洋北西研究所 (PNNL) が開発した国民所得動定を基に構築された古典派型の応用一般均衡モデルである。家計、企業、政府、外国部門という 4 つの経済主体の行動を組み込み、CO <sub>2</sub> 排出量削減のための炭素税導入によるエネルギー価格上昇が各部門に与える影響や、それによって新たに生じる財源の利用、即ち所得税還付や政府支出増加などの税収還流策が各部門の生産量や実質 GDP に及ぼす影響も考慮した分析が可能。 また、国立環境研究所と PNNL が共同で SGM の改良を行ない、それを用いて京都議定書の削減目標達成に伴う貿易を通じた国際的な経済影響を分析するとともに、わが国の CO <sub>2</sub> 排出抑制に伴う経済影響について推計している。
FARM	応用一般均衡	米国農務省経済調査局	土地利用、水資源利用の変化など	FARM モデルは、米国農務省経済調査局 (USDA/ERS) により開発された、13 の財・サービスの生産、貿易及び消費を扱う応用一般均衡モデルで、GTAP に由来するものである。アメリカなどにおける土地利用、農産物生産量及び水資源利用の分析が可能。 比較静学版と比較動学版があり、後者では世界を米国、カナダ、EU、日本、その他東アジア (中国、香港、韓国、台湾)、東南アジア (インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)、オーストラリア及びニュージーランド、旧ソ連及びモンゴル、欧州その他地域、アジアその他地域、ラテンアメリカ、アフリカの 12 地域に分類している。

表 2.16(2) 定量的分析モデルの例

モデル名称	タイプ	主実施者	環境影響の把握例	概要
MARIA	動学的最適化	東京理科大学	温暖化ガス排出量	東京理科大学の森俊介氏を中心に開発した MARIA (多地域資源産業配分モデル) は非線形の動学的最適化モデルである。世界を 8 地域に分け、1990 年から 2100 年まで 10 年毎に分析している。国際貿易収支を考慮しながら地球環境対策技術、土地利用、気候変動の戦略策定が可能である。ただし、経済部門がマクロ経済活動の 1 部門のみとされているため、部門間の相互影響評価や短期的な分析には不向きな点がある。
GDMEEM	動学的最適化	東京大学	温暖化ガス排出量	東京大学の後藤則行氏が開発した GDMEEM は、マクロ経済とエネルギー市場を対象とした動的市場均衡モデルである。技術や経済状況を入力として、将来の経済とエネルギー需給についてシミュレーションすることを目的としている。 CO2 排出量に関してはサブモデルを用いて算出する。また AIM エンドユースモデルの技術データを一部組み込んだボトム・アップ型を取り入れている。 逆に、CO2 排出量の安定化に必要な炭素税の額を推計するとともに、参考ケースとして、排出量取引と組み合わせた場合に削減目標を達成するために必要な炭素税なども推計することができる。
IFPSIM	部分均衡	国際農林水産業研究センター	耕地面積、森林面積	東京大学の賀賀圭治氏を中心に国際食糧政策研究所 (IFPRI) や国際農林水産業研究センター (JIRCAS) で開発された IFPSIM モデルは農業部門に特化した動的的部分均衡モデルであり、関税や補助金などの政策の影響をシミュレーションすることが可能。また、地域や品目は自由に設定可能。また、環境影響評価にはサブモデルが必要であり、現在その開発が行われている。 これまでに、世界全体の食糧生産予測に加え、WTO 加盟による中国農業の変化予測、タイ・インドネシアにおける森林破壊の分析及びフィリピンにおける栄養状態予測などが行なわれている。
AIM	統合型 (一般均衡やボトムアップ)	国立環境研究所、京都大学	温暖化ガス排出量 SO2	京都大学並びにアジア太平洋地域の各種研究機関と国立環境研究所との共同研究により開発されたアジア太平洋統合モデル (Asian Pacific Integrated Model, AIM) は、大規模なモデルであり、特にアジア太平洋地域を重点的に、温室効果ガス削減・気候変化影響の緩和を目的とした気候安定化の政策オプションを評価している。 AIM は統合型のモデルであり、これまでに多くのモデルが開発されているが、中でも AIM/local, AIM/Material などと連携をとりながら AIM/CGE を用いることで、アジア各国の貿易を考慮した経済影響を評価することが可能。
EDEN data base	国際産業連関分析	慶応大学他	Co2、SO2 発生量	日本学術振興会未来開拓学術推進事業複合領域「アジア地域の環境保全」の一環としてアジア各国の統計機関と共同で、慶応義塾大学産業研究所が作成したデータベースである EDEN を用いた国際産業連関分析。

#### 2.4.4 不確実性の取り扱い

73. 貿易自由化の環境影響評価には、不確実性が存在するものであるため、評価結果を適切に理解するためには、予測の不確実性があるという前提を共有していくことが重要である。このため、不確実性の程度や内容、あるいは、それらが不明な場合には不確実性を生じる要因となる事項（前提とした事項、原単位などの設定における問題点、用いた手法の問題点など）を評価文書に記載する必要がある。また、予測の不確実性が大きいと判断される分野がある場合には、予防・緩和措置としてモニタリングなどの必要性について検討されることが望ましい。

#### 2.5 予防緩和措置の検討

74. 貿易自由化に伴う環境問題は、一般的に、そこに適切な環境政策が存在しないために生じるものであるため、環境影響の予防・緩和措置は、追加的な環境保全対策やモニタリングなどのフォローアップ措置の導入や、締約国間の環境政策の調和を図るような規定を協定に盛り込むなどにより環境保全上の取組を推進するものとなる。

75. 貿易自由化の環境影響評価においては、まずは、貿易自由化と環境問題の関係を明確化し、環境影響の可能性を理解した上で意思決定する、必要な環境保全対策を導入したり、モニタリングが必要な分野を特定してそれを実施する、あるいは、協定に締約国間の環境政策の調和を図るような規定を盛り込むなどの環境政策上の取組が、その成果として期待されるものと考えられる。については、貿易自由化の環境影響評価が、環境政策の充実や調和を促す手段にもなり得るものである。

76. 従って、貿易自由化の環境影響評価においては、複数シナリオの比較分析の結果を単に順位付けするだけではなく、まずは、想定される環境保全上のリスクの内容・程度を分かりやすく整理すること、環境保全上の留意点や必要な対策など（締約国間の環境政策の調和のための取り組みなども含む）の予防・緩和措置を整理することが望ましいと考えられる。

77. 予防・緩和措置の検討においては、当該環境影響評価の結果予測される環境へのプラスの影響をより伸ばし、マイナスの影響を予防・緩和するための日本国内及び相手国の環境政策の手法の検討を行うこととなる。この検討結果は、FTA の協定文の中に反映させるとともに、FTA を通じて行われる経済協力や FTA によって設定される相手国との対話や環境協力の対話の場などを通じて実施に移すことにより意思決定に反映していくことが望ましい。

78. 次表に予防・緩和措置を検討する際の視点を整理した。予防・緩和措置は、経済活動全般の動向、環境全般に対する影響などを、上述の影響評価の結果を踏まえて、整理するとともに、個別の対策を検討する。特に、産業部門への対応、制度・政策面への対応、二国間交渉における対応の視点から整理する必要がある。具体的な例は、以降のケーススタディーを参照のこと。

表 2.17 予防・緩和措置の視点

1) 経済活動と環境影響の関係

視点	見解
経済活動の動向	
環境全般に対する影響	

2) 個別対策の検討

視点	具体的項目	個別の対応
産業部門における取組	a. 全体的な傾向	
	b. 電力及び熱供給部門	
	c. 鉄鋼部門	
	d. 化学産業部門	
	e. 非金属鉱物部門	
	f. その他機械部門およびその他製造業部門	
	g. エコビジネス	
制度・政策面からの支援	a. 企業の取組促進	
	b. 環境技術の研究開発	
	c. 環境政策の促進	
二国間交渉における取組	a. 漁業資源	
	b. 有害廃棄物	
	c. 多国間環境協定	
	d. 環境基準の違い	

79. 予防・緩和措置の具体的な対応策の一つとして、交渉中の EPA/FTA に環境により配慮した条項を盛り込むことも考えられる。例えば、次表に示したような内容について検討することが可能と考えられる。

表 2.18 EPA/FTA に盛り込むことが検討可能な環境配慮

		<u>環境保全上望ましい物品・サービスの輸出入の促進</u>	<u>環境保全上問題がある物品の貿易措置</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源採取、製造段階において環境負荷が大きいもの</li> <li>● 希少物のため絶滅を防ぐ必要があるもの</li> <li>● 移動、移動後の使用・利用、処理過程による環境負荷が大きいもの</li> <li>● 移動そのものが生態系、資源循環に影響を与えるもの</li> </ul>
関税措置	特定物品・サービスに対する関税率 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の関税率の維持（経済連携協定の例外と位置づける）</li> <li>● 環境への影響度に応じた関税率の見直し</li> </ul>	環境関連物品、環境サービスの関税削減・撤廃 注：WTO ドーハーラウンドにおける交渉課題環境関連物品の定義について、OECD,APECにおける検討をもとに交渉が開始されている。	環境関連物品、環境サービスの関税率の調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 例：GSP（一般特惠関税）</li> </ul>
	スケジュールリングの調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関税撤廃のスケジュールリングの設定による調整</li> </ul>	環境物品・サービスのスケジュールリングの調整	環境物品・サービスのスケジュールリングの調整
非関税措置	輸出税	環境保全の観点から貿易を制限すべき物品への輸出税の付加	
	補助金	環境に有害な補助金の撤廃（OECDで議論）	
	環境協力	国際協力の一貫として実施	
	政府調達	グリーン調達などの活用	
	環境に特化した二国間協議の場の設定	例：NAFTAにおける環境	

## 2.6 総合評価

80. 前述までの分析結果を統合し、総合評価を行う。その際、経済面、環境面、社会面毎の影響の評価を行うとともに、それらを統合した観点から評価をとりまとめる。評価に当たっては、影響を受ける/及ぼすセクターや産業分野を特定するとともに、どのような影響をどの程度受ける/及ぼすかを明らかにするとともに、それを緩和するために予防・緩和措置として具体的に提示された内容を踏まえ、EPA/FTAに伴う影響を最小化するような方策を提示する。

## 2.7 公衆関与の考え方

81. 環境影響評価のプロセスにおける公衆参加は、貿易交渉の過程がどの程度オープンにされているかにより、環境影響評価への公衆参加の度合いも異なってくる。貿易自由協定の影響は各セクターが様々な影響を受けうることからも貿易交渉のプロセスの適切な段階における公開は重要であると考えられる。また、諸外国の制度でも見られるように（表 2.19）、環境面の情報は、国、地方公共団体のほか、専門家や環境及び開発 NGO、公衆、経済界などによって広範に保有されており、幅広い関係者の関与が必要とされている。このため、環境影響評価の手続きにおいて公衆や専門家の参加は必要不可欠なステップである。スコーピング段階、評価段階などのそれぞれのステージで十分な情報公開と公衆などからの意見聴取に努めるだけでなく、省庁横断的作業組織にこれらの関係者の参加を求めたり、環境影響評価の作業と並行して、これら関係者との意見交換の場を設けていくなどの仕組みが必要である。

82. 特に、スコーピング段階においては、スコーピングに必要な環境情報は、相手国の環境の研究者や、開発 NGO、現地で活動する企業など専門的活動を行う者が保有されているケースが多く、公衆一般に加え、専門家からの意見聴取が重要である。例えば、米国・シンガポール FTA の環境影響評価では、スコーピング段階の意見聴取によりシンガポールが絶滅危惧種など環境にセンシティブな物品の貿易拠点であり、ワシントン条約などの違反の可能性があることが指摘され、これにもとづく分析が行われた。

83. また、評価書の透明性、客観性も高めるために、評価書案に対して、公衆、専門家、利害関係者が関与できる仕組みも必要不可欠であろう。BOX 2-2に公衆からの意見募集の考え方を整理した。

表 2.19 公衆や専門家の関与に関する考え方

国名	内容
米国	<p>公衆参加はガイドラインの主要な要素であり、少なくとも以下の公衆参加が必要とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価を実施する旨の告知</li> <li>・ 環境影響評価の開始及び環境影響評価の対象範囲に関する意見募集</li> <li>・ 評価書草案の縦覧及び意見募集</li> <li>・ 最終評価書の縦覧</li> </ul> <p>また、この他議会、諮問委員会、利害関係者との協議により意見聴取を行う。</p> <p>&lt; 米国-シガポールの環境レビューの例 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国-シガポールの環境レビューにおいては、スコーピング段階において公衆関与が有用に行われている。この段階での公衆からの意見募集及び環境政策アドバイザー委員会からのコメントにより、重要な環境課題が特定された。特に、<u>絶滅危惧種を含む野生動植物貿易の重要な中継拠点</u>となっていること、<u>オゾン層破壊物質、木材貿易</u>などが明らかとなった。これらの課題は、スコーピング段階以降環境レビューに積極的に取り入れられることとなった。</li> </ul>
カナダ	<p>カナダでは、「貿易交渉の環境影響評価を実施するための枠組み」の 2.1 の「実施プロセス」の項において、公衆関与を位置付けている。環境影響評価のプロセスへ関与する主体は、環境影響評価委員会（環境影響評価を行うために設置される各省庁の代表者で構成される組織）及びその他レベルの政府、先住民グループ、SAGITs（貿易関連事項に関して国際貿易相に助言する部門別国際貿易諮問グループ）、産業界グループ及び一般公衆の代表であり、これらとの協議と諮問を経て、環境影響評価の作成が行われる。環境影響評価の各段階において意見募集が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>環境影響評価実施の意向通知</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 貿易交渉発表時に、環境影響評価の実施の意向通知も行う。政府官報及び web サイトでの掲示を通じての意見募集。</li> </ul> </li> <li>・ <u>イニシャル環境影響評価の作成（主な環境問題の範囲を特定すること）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ イニシャル環境影響評価の官報及び web サイトを通じての公表。意見募集期間は 60 日。</li> </ul> </li> <li>・ <u>ドラフト環境影響評価の作成（イニシャル環境影響評価を詳細にしたもの）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 貿易交渉開始時に官報、web サイトに公表、60 日間の意見募集期間が設けられる。</li> </ul> </li> <li>・ <u>ファイナル環境影響評価報告書</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 交渉終結後に官報、web サイト上で公表。意見募集。</li> </ul> </li> </ul>
EU	<p>スコーピングの段階、初期評価書、ドラフト評価書の段階などで公衆、専門家を交えた説明会、意見交換会などを実施。</p> <p>&lt; EU-チリ SIA の例 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● EUでは持続可能性影響影響評価（SIA）の手法開発を行っている。この具体的適用事例の第 1 号として、EU-チリSIAが公表された。この中で、市民社会とのコミュニケーションが図られている。まず、初期的レポートの段階で、市民社会の代表として、WWF、女性団体、漁業関連団体、大学などの関連機関に初期的レポートの送付が行われた。それに対するコメントが考慮された。また、最終報告書のドラフトが作成された段階で、公表され市民社会との会議及び意見募集が行われた。この結果はwebサイト上で公開されている。</li> </ul>

出所：各種資料より作成



## BOX 2-2 公衆からの意見募集の考え方

### 公衆からの意見募集の手法の考え方

以下は、貿易の環境影響評価の視点から考えられる公衆からの意見募集の考え方を提示するものである。なお、下記の項目全てを実施することが望ましいが、個々の条件に応じて、適切な仕組みを具体的に検討していく必要がある。

#### 意見募集の意義

- ・ 早期段階からの合意形成を図ること
- ・ 新たに考慮すべき課題（環境面、経済面、社会面）を見出すこと
- ・ 様々な見解を取り入れることにより、受け入れられやすい環境レビューにすること

#### 考えられる実施段階（全ての段階で実施するかどうかは要検討）

- ・ 環境影響評価の実施段階の公表
- ・ 環境影響評価の範囲に関する意見募集
- ・ 環境影響評価案に対する意見募集
- ・ 環境影響評価最終文書に対する意見募集

#### 公衆からの意見募集方法

手段1：広報、インターネットなどの媒体を通じた意見募集（常設、期間限定）

- ・ 広報、インターネットなどを通じた意見募集では、必ずしも全ての人が見ているわけではない。場合によっては、ほとんど重要な意見が得られないこともある。
- ・ 一方、広く全ての人々に平等に機会を与えるものである。

手段2：比較的規模の小さいワークショップの開催

- ・ ワorkshopへの参加者の特定が重要である。
- ・ 細かい内容の議論を詳細に行いやすい。

手段3：比較的規模の大きい公聴会の開催

- ・ 規模が大きいほど、一方通行的な会議になりがちである。
- ・ 比較的良く実施される手法である。

#### 重要な視点

- ・ 利害関係者の特徴別の手段の選定
- ・ 複数の意見提出機会や手段の確保
- ・ 十分な周知と告知による関心の喚起
- ・ 意見募集の目的とマッチした手段の選定

## 2.8 環境影響評価の審査

84. 環境影響評価は、科学的かつ客観的なものであるかの妥当性を確保する観点から審査のプロセスを設け、審査を行う主体として環境の保全に責任を有する機関が関与する必要がある。

85. 審査の主体としては、環境の保全に責任を有する機関（環境省）や、専門家らによる審査会などが考えられる。審査の主体は、評価の主体とは独立した第三者が行う必要があることから、評価の主体との関係により以下に整理する（表 2.20）。

表 2.20 評価の審査に関する考え方（評価の主体との関係）

項目	内容
外務省、経済産業省など環境省以外の省庁が評価の主体となる場合	<ul style="list-style-type: none"><li>● 環境の保全に責任を有する機関として、環境省が審査の主体として関与することが適当。</li><li>● なお、貿易自由化の環境影響に関する知見や経験の不足を補うため、研究者や環境及び開発NGOなどの専門家らによる委員会などを設け、環境省が審査するための指導を仰ぐことも一案。</li></ul>
環境省を含む省庁横断的な作業組織が評価の主体となる場合	<ul style="list-style-type: none"><li>● 環境省が審査の主体となる場合、評価の主体である作業組織の一員としての立場と、審査の主体としての立場の、両方の立場をあわせ持つこととなり、科学的かつ客観的な検討を加える上でも、手続の透明性を高める上でも困難が生じると考えられる。このため、専門家らによる審査会などを設けて審査することが適当。</li></ul>

## 2.9 事後評価・フォローアップ

86. 貿易自由化の環境影響評価の成果としてのフォローアップは、貿易自由化協定に反映された事項、あるいは、協定以外の文書などにより約束されたモニタリングなどの措置について行うこととなるため、協定や約束を履行する立場にある意思決定者（交渉担当者）自身によるフォローアップが適切と考えられる。

87. なお、フォローアップについても EPA/FTA 内においてフォローアップの実施が約束されるとともに、フォローアップの結果は定期的に文書としてとりまとめ、公表されることが望ましい。また、相手国と環境協力の対話の場が設定されている場合や、JICA（国際協力事業団）が行う環境センターなどが整備されている国の場合はこれらを活用して、フォローアップを行っていくことも考えられる。